

格付けの基準

八幡浜市建設業者格付け事務取扱要領による

※格付け総合数値による格付け基準

市内業者

土木 A 750 点以上(特定建設業の許可を有する者に限る。)
 B 670 点以上(格付け等級 A に該当する者を除く。)
 C 670 点未満

建築 A 780 点以上(特定建設業の許可を有する者に限る。)
 B 610 点以上(格付け等級 A に該当する者を除く。)
 C 610 点未満

電気 A 790 点以上
 B 550 点以上(格付け等級 A に該当する者を除く。)
 C 550 点未満

管 A 600 点以上
 B 600 点未満

水道施設 A 530 点以上
 B 530 点未満

ただし、経審の業種別年間平均完成工事高が、次の業種別・等級別必要年間平均完成工事高の基準に満たない業者は、当該業者の年間完成工事高に相応する格付け等級に格付けをするものとする。

※業種別・等級別必要年間平均完成工事高

土木 A 10,000 万円以上
 B 1,500 万円以上
 C 1,500 万円未満

建築 A 8,000 万円以上
 B 5,000 万円以上
 C 5,000 万円未満

電気 A 1,500 万円以上
 B 800 万円以上
 C 800 万円未満

管 A 500 万円以上
 B 500 万円未満

水道施設 A 500 万円以上
 B 500 万円未満